



平成 21 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 井上 雅博
(コード番号 4689 東証第一部・JASDAQ)
問 い 合 せ 先 取締役最高財務責任者 梶 川 朗
電 話 0 3 - 6 4 4 0 - 6 1 7 0

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月21日開催の取締役会において、平成21年6月23日開催予定の第14回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社は、ソフトバンク IDC ソリューションズ株式会社との間で、平成 21 年 3 月 30 日を効力発生日として、当社を存続会社、ソフトバンク IDC ソリューションズ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。当該吸収合併に伴い同社から承継する事業を当社の定款上の事業目的として明示するため、現行定款第 2 条第 2 号および第 21 号に変更案記載の事項を追加するとともに、変更案第 43 号および第 44 号を追加し、これに伴う必要な号数の変更を行うものであります。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下の事項その他の所要の変更を行うものであります。

決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社は株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第8条、第9条第3項)

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第9条第3項、第11条)

(3) その他、上記変更に伴う条数の変更等を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年6月23日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月23日(火曜日)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. コンピュータ、その周辺機器・関連機器およびそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸ならびに輸出入業務</p> <p>3. ~20. (省 略)</p> <p>21. 不動産の売買、賃貸借、仲介、運用および鑑定業</p> <p>22. ~42. (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>43. 前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>第12条~第38条(省 略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>電気通信設備</u>、コンピュータ、その周辺機器・関連機器およびそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、保守、管理ならびに輸出入業務</p> <p>3. ~20. (現行どおり)</p> <p>21. 不動産の売買、賃貸借、仲介、運用、<u>管理</u>および鑑定業</p> <p>22. ~42. (現行どおり)</p> <p><u>43. ホスティングサービス事業およびこれに付帯する事業</u></p> <p><u>44. データセンター運用事業およびこれに付帯するハードウェアもしくはソフトウェアの販売または貸与等の事業</u></p> <p><u>45. 前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>第11条~第37条(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 本附則第 1 条および第 2 条の規定は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもってこれを削除するものとする。</u></p>

以 上